

事務連絡  
平成29年3月10日

各都道府県・指定都市教育委員会総務・学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局財務課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」  
一部改定の周知について（依頼）

標記につき、国土交通省より標記のガイドラインについて改正の周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

については、添付のガイドライン等に基づき、貸切バスの選定・活用における安全管理の徹底に十分配慮されるようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、お知らせいただくようお願いいたします。

【問合せ先】

○通知に関すること

文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成係

tel : 03-5253-4111(3207) fax : 03-6734-2566

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係

tel : 03-5253-4111(2917) fax : 03-6734-3794

文部科学省高等教育局私学部私学行政課企画係

tel : 03-5253-4111(2533) fax : 03-6734-3395

○「ガイドライン」及び「運賃・料金制度」に関すること  
地方運輸局・運輸支局（別紙1参照）

